（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第二条第一項に規定する一般ガス事業」を「第二条第二項に規定するガス小売事業又は」に、「ガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改める。

第六条第一号中「第二条第一項」を「第二条第十一項」に、「一般ガス事業、同条第五項に規定するガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業」を「ガス事業」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二十八条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第十項第一号中「附則第六十五条第四項第一号」を「附則第六十五条第二項」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十九条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十号チを次のように改める。

チ　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第二項に規定するガス小売事業（以下チにおいて単に「ガス小売事業」という。）が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事情からみて、その営む同条第五項に規定する一般ガス導管事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）に限る。）及び同条第十項に規定するガス製造事業者（ガス小売事業の用に供するためのガスの製造量その他の事情からみて、その営む同条第九項に規定するガス製造事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第三十条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第五号中「第三条」の下に「の登録」を加え、「第三十七条の二」を「第三十五条」に改める。

（行政不服審査法施行令の一部改正）

第三十一条　行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第十八号中「第五十条第一項」を「第百八十四条第一項」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三十二条　電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る旧ガス事業法の規定の適用についての技術的読替え）

第四条　改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の見出し	事業	指定旧供給区域等小売供給
第七条第一項	三年	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）第五条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「旧電気事業法」という。）第三条の許可を受けた日（以下「改正法第五条の施行の日」という。）前に旧ガス事業法第六条第一項の許可であつて供給区域をいう。（以下同じ。）又は供給地点（同号の供給地点をいう。以下同じ。）の増加に係るものを受けた場合にあつては、当該許可を受けた日）から三年
第七条第二項	供給区域又は供給地点	指定旧供給区域等（改正法附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。以下同じ。）
第七条第四項	その事業	その指定旧供給区域等小売供給
第十条の見出し	事業	指定旧供給区域等小売供給
第十条第一項及び第二項	一般ガス事業の	指定旧供給区域等小売供給の
第十条第三項	第五条	改正法附則第二十三条第二項
第十一条第一項	一般ガス事業の地位	指定旧供給区域等小売供給の地位（指定旧供給区域等小売供給に係る部分に限る。次項において同じ。）
第十三条の見出し	事業	指定旧供給区域等小売供給
第十三条第一項及び第三項	一般ガス事業の	指定旧供給区域等小売供給の
第十四条の見出し	事業の許可	ガス小売事業の登録
第十四条第一項	事業を	指定旧供給区域等小売供給を
	は、第三条の許可	（施行日前に旧ガス事業法第八条第一項の許可であつて供給区域又は供給地点の増加に係るものを受けた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給区域又は供給地点であつて指定旧供給区域等である区域又は地点においては、指定旧供給区域等小売供給を開始しないときを除く。）は、改正法第五条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第三条の登録